

## 児童手当現況届の提出はお済みですか？

児童手当（特例給付含む）現況届について、5月末に受給者あてに書類を郵送しておりますが、提出はお済みでしょうか。

現況届は平成31年（令和元年）分の所得および6月1日の世帯状況を確認し、引き続き児童手当を受給する要件を満たしているかどうかを確認するための大切な届出です。

現況届をまだ提出していない場合は、10月以降の児童手当が受けられなくなります。

書類とあわせてお送りした返信用封筒をご利用いただき、速やかにご提出をお願いいたします。

### 【提出書類】

#### ①児童手当現況届

（※5月末に受給者あてに郵送しています。）

#### ②受給者の健康保険証のコピー

### 〈提出先・問い合わせ〉

健康推進課

子育てワンストップセンター

TEL(67) 2715

## 令和2年度阿蘇サイエンスカフェが開講されます

昨年度に引き続き「阿蘇サイエンスカフェ」を今年度も開講いたします。本講座は阿蘇の自然や文化などについて知識を深め、今後の安全安心な暮らしに役立ててもらおうための講座です。

昨年度参加された皆さまから要望が多かったフィールドワーク（野外見学）を含め、計6回の実施を予定しています。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して3密を避けるため、会場での受講と併せて、インターネットを利用して遠隔からもご参加いただけるような方法も検討しています。

実施詳細と参加募集については、村のホームページにて7月3日からお知らせしますので、ご確認ください。

【阿蘇サイエンスカフェ】は南阿蘇村と熊本大学による「熊本地震からの復興に係る包括的連携協定」に基づく事業です。

### 〈問い合わせ〉

復興推進課

TEL(67) 1113

## 特定外来生物「オオキンケイギク」の駆除にご協力ください!!

オオキンケイギクは、5月から7月の初夏にかけて鮮やかな黄色の花を咲かせるキク科の多年草です。この植物は繁殖力が非常に強く、放っておくと在来植物の生育場を奪い、地域の自然環境に影響を与える恐れがあります。

※オオキンケイギクに似ている植物の写真などは、下記から見るができます。

[http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m\\_2.html](http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2.html)

（九州地方環境事務所外来生物法対策のページ）

※その他の「特定外来生物」や外来生物法について知りたい人は、環境省外来生物法のページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>（環境省外来生物法のページ）

オオキンケイギクは道路わきや庭先など、身近なところで見られます。この植物を見かけたら、以下のような方法で駆除にご協力ください。

### ●自宅の敷地にオオキンケイギクがあった場合

種が熟す前に根ごと引き抜き、数日乾燥させた後、燃料化ゴミとして処分してください。

### ●近所の空き地などにオオキンケイギクがあった場合

南阿蘇村環境対策課（TEL67-3176）までお知らせください。

### 【オオキンケイギクについての詳しい問合せ先】

環境省九州地方環境事務所 野生生物課 TEL096-322-2413



九州地方環境事務所  
外来生物法対策のページ



環境省  
外来生物法のページ

